

あおもり水道だより



☆ トピックス ☆

P1	令和元年度青森市水道事業会計決算の概要
P2	令和元年度主要な事業の成果 道路漏水について
P3	水道水の水質検査について
P4	水抜き栓の操作方法のご確認について 貯水槽水道の管理について
P5	灯油漏えい事故にご注意を 堤川浄水場見学のご案内
P6	見積み水量での水道料金の徴収について 水道部では感染症対策に取り組んでいます
P7	引越し（転入・転出）の手続きを忘れずに!! 青森市水道事業ホームページをご活用ください お問い合わせ先一覧

～冬の寒水沢の景色～

写真は青森市荒川、八甲田連峰の西麓に位置する寒水沢の冬の景色です。

春になると寒水沢の雪解け水は堤川上流の下湯ダムに流入し、堤川浄水場を通して水道水として皆さまの元に届けられます。



青森市水道キャラクター
「しずくちゃん」

青森市企業局水道部

◆ 令和元年度青森市水道事業会計決算の概要 ◆

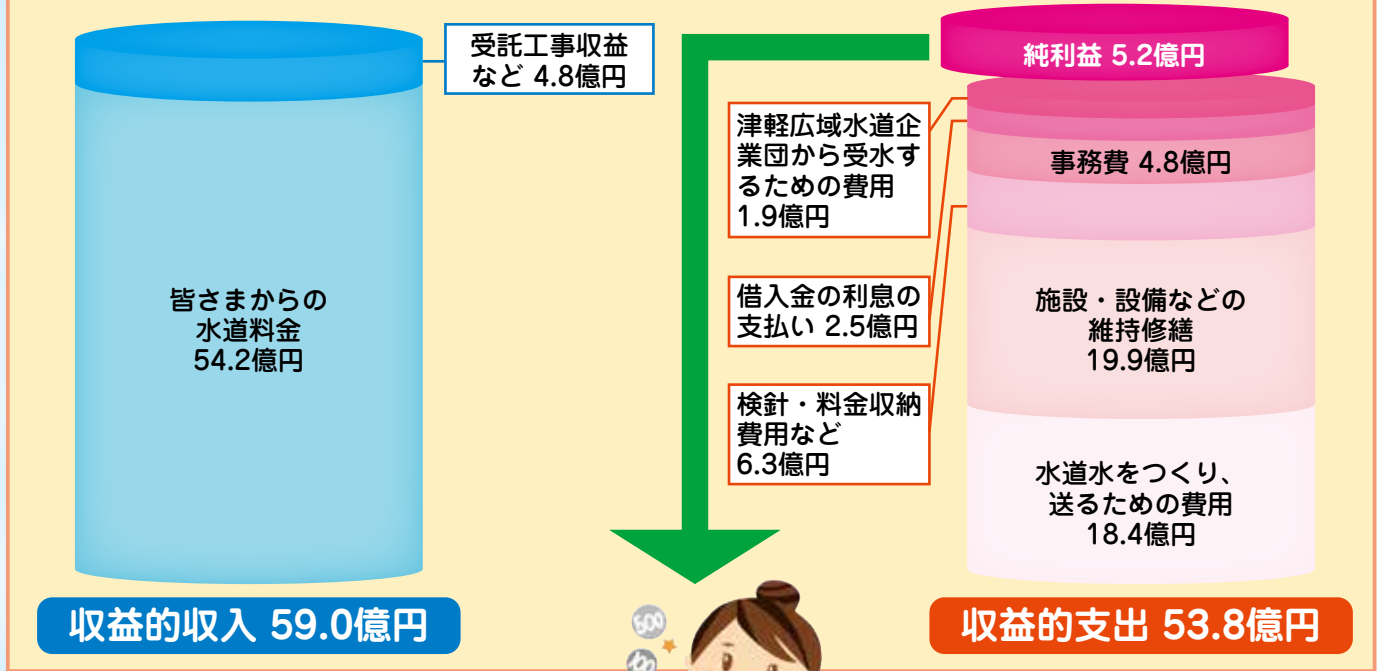
水道部では「地方公営企業法」に基づき、市民の皆さまからの水道料金や国からの借入金などを主な財源として、独立採算を基本に事業運営しています。

令和元年度の決算が市議会で認定されましたので、その概要をお知らせします。

水道事業会計は、**収益的収支**（水道水をつくりお届けするための収支）と**資本的収支**（水道施設をつくるための収支）に分けて経理することになっています。

（金額は消費税抜きで表記しています。）

収益的収支 （水道水をつくりお届けするための収支）



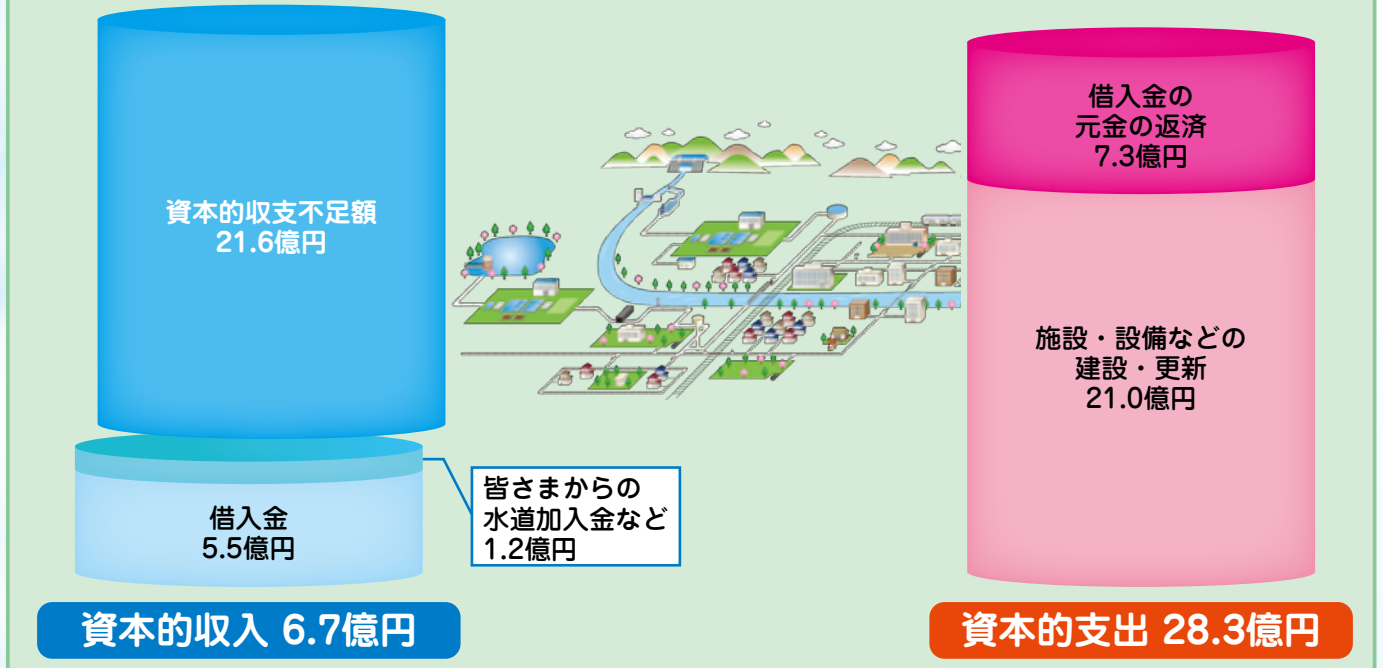
不足分は、これまでに積み立てたお金や自己資金によって補てんしています。



純利益は、今後の施設整備費などに活用しています。

資本的収支 （水道施設をつくるための収支）

（金額は消費税抜きで表記しています。）



◆ 令和元年度主要な事業の成果 ◆

目指すべき方向	主な事業	成果など
安定した給水の確保 	漏水対策事業	配水管及び毎戸の漏水調査を実施し、漏水の早期発見に努めました。
	老朽塩化ビニル給水管改修事業	老朽化している塩化ビニル給水管の一部を漏水しにくいポリエチレン管に改修し、漏水対策を講じました。(千刈地区、石江地区、三内地区)
	横内浄水場北系沈殿池等更新事業	老朽化した浄水施設のうち、木の葉や砂などを取り除くための沈殿池を更新しました。(令和元年度は、本体の更新を完了)
	天田内7号取水井更新事業	老朽化により使用を停止していた天田内配水所の7号取水井のさく井工事を行いました。
良質でおいしい水の供給	配水管整備事業	水質劣化や漏水を防止するため、老朽管の布設替えを行いました。(整備延長 13,750m)
	横内浄水場水質試験棟更新事業	老朽化及び狭隘化が著しい横内浄水場水質試験棟の更新工事に着手しました。(令和2年度完了予定)
災害に強い水道の構築 	基幹耐震管路整備事業	地震等の災害に備え、水道管の損傷による断水などの発生を防止するため、基幹となる管路の耐震化を図りました。(整備延長 1,044m)
	堤川浄水場発電機及び受変電設備更新事業	災害時に備え、堤川浄水場の老朽化した発電機及び受変電設備の工事に着手しました。(令和2年度完了予定)
	災害対策用資機材備蓄事業	災害対策用資機材を購入し備蓄の充実を図りました。(給水タンク1基、給水スタンド10台など)
経営基盤の強化 	広報活動事業	市民の皆さまに、水道部の施策や取り組んでいる事業を紹介しました。 ・「あおり水道だより」発行(2回) ・「令和元年度あおりウォーターフェア」開催 ・PR用ペットボトル水「ブナの雫」製造(10,080本)
	広域連携の推進	東青5市町村による災害訓練を共同で開催しました。(令和元年度は蓬田村で開催)
環境への配慮	資源リサイクルの推進	浄水場で排出する浄水処理発生土を肥料などとして有効利用しました。

◆ 道路漏水について ◆

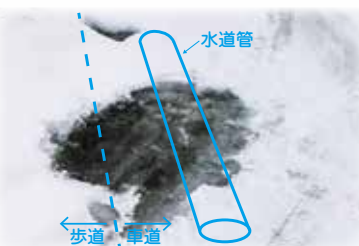
晴天なのに車道・歩道や水気がないところが濡れている、水たまりがあるなどの場合は、水道管から漏水している可能性があります。

また、冬期は一部だけ雪が溶けて水たまりになっているところがあれば漏水のおそれがあります。

発見された場合は、ご連絡をお願いします。



夏期漏水のイメージ写真



冬期漏水のイメージ写真

施設課管路維持チーム ☎ (017)777-4255

◆ 水道水の水質検査について ◆

令和元年度水質検査結果について

検査結果は、水質基準項目（51項目）すべての基準に適合し、多くの項目で基準値の10分の1以下を達成しました。過去と比較しても変動が少なく、良好な水質と高い安全性を安定的に確保しています。

下の表は検査結果の一部を抜粋したものです。なお、代表的な給水栓末端（蛇口水）の定期検査結果は、毎月、青森市水道事業ホームページに掲載していますのでご覧ください。

分類	項目	国の水質基準	横内浄水場	堤川浄水場	原別配水所	油川配水所	天田内配水所	花岡配水場
病原生物	一般細菌	100個/1mL以下	0	0	0	0	0	0
	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
金属	カドミウム	0.003mg/L以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
	鉛	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	マンガン	0.05mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	鉄	0.3mg/L以下	0.005未満	0.008	0.008	0.005未満	0.005未満	0.005未満
無機物	シアン類	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	硝酸類	10mg/L以下	0.14	0.14	1.06	0.05	0.13	0.24
	塩化物イオン	200mg/L以下	10.2	32.7	21.0	42.4	17.3	13.4
	硬度	300mg/L以下	17.3	105	50.2	49.7	55.3	18.6
有機物	有機炭素濃度	3mg/L以下	0.4	0.2	0.1	0.1未満	0.1未満	0.4
基礎的性状	pH値	5.8以上8.6以下	7.37	7.31	7.35	8.10	8.08	7.18
	味・臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
	色度	5度以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満
	濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
消毒効果	残留塩素	0.1mg/L以上 1mg/L以下	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4

※各浄配水所の場所については、青森市水道事業ホームページでご確認いただけます。

※表中の「〇〇未満」とは、測定機器で検出可能な最小値よりも小さいことを表しています。



- 水道部では、安全・安心な水道水を安定的に供給するため、毎年度「水質検査計画」を策定しています。
- 令和3年度の水質検査計画は、3月頃までに営業課、浪岡事務所上下水道課及び横内浄水課閲覧場所に設置するとともに、ホームページでも公表します。

シリーズ「水質基準って何？」

みなさんは、水道水やミネラルウォーターに関して「硬水（こうすい）」や「軟水（なんすい）」という言葉を目にしたことはありませんか。水は、「硬度（こうど）」という水質基準項目の値により、硬水や軟水（※1）に分類され、特性もそれぞれ違うのです。硬度とは、水中のカルシウム及びマグネシウムの量を、これに相当する炭酸カルシウムの量（mg/L）に換算して表したものです。硬度の違いによる特徴を下の表に示します。

硬度による特徴	【低い】 ←	→ 【高い】
味 適度な硬度（10～100mg/L）がおいしいとされる。	口あたりが柔らかく、飲みやすい。	味に渋みが増すため、好みが変われる。
石けんの泡立ち	泡立ちが良い。	泡立ちが悪い。
水道管への影響	pH等の条件により、腐食性が高まる場合がある。	pH等の条件により、スケールの付着を生じることがある。（※2）
豆知識	素材の香りやうまみを引き出す。 粉ミルクを溶かすのに適している。（※3）	パスタをゆでる際には、麺にコシを与える。 肉などの煮込み料理では、肉を柔らかくする。

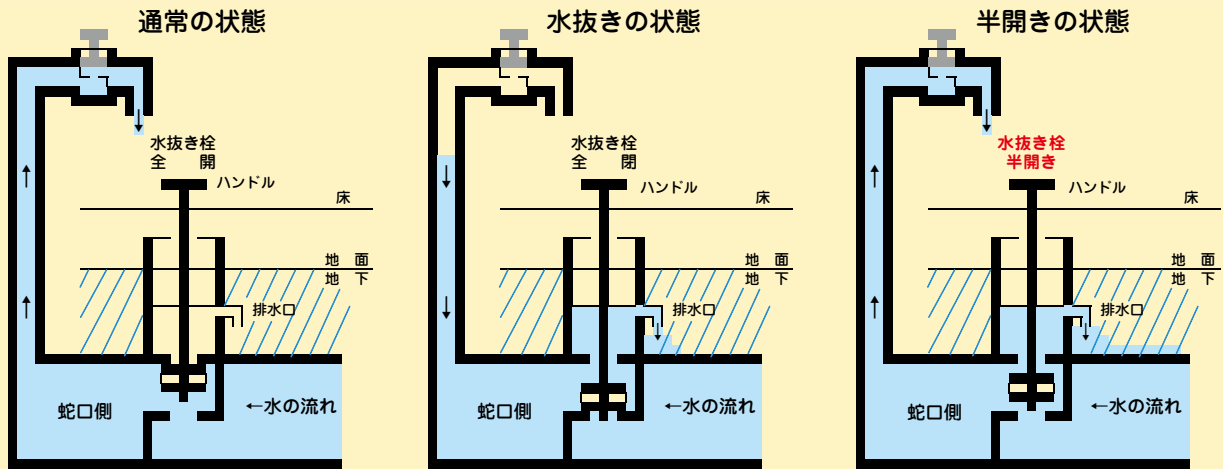
※1 硬水、軟水の分類方法は種々ありますが、WHO（世界保健機構）では120mg/L以下が軟水であるとする定義もあります。

※2 「スケール」とは、水中のカルシウムやマグネシウム等のミネラル分が析出したものことです。

※3 一般的に臓器の発達が未熟な乳児は、ミネラル成分が多いと下痢を起こしてしまう場合があります。

◆ 水抜き栓の操作方法のご確認について ◆

水抜き栓が半開き状態だと、凍結したり、漏水した状態になることがありますのでご確認をお願いします。
 ※水抜き栓を操作（開け閉め）する際は、水抜き栓が回らなくなるまで、きっちり回してください。



通常時は、水抜き栓のハンドルを左（反時計回り）に止まるまで回して使用します。

水抜きする場合は、水抜き栓のハンドルを右（時計回り）に止まるまで回します。蛇口を開くと水道管に空気が入り、水が抜けます。

水抜き栓が半開きの状態では、蛇口を通常通り使用できますが、地下に水が流れたままで漏水した状態になります。水を多く使用した覚えがないのに、水道料金等が高額となる場合があります。

器具によっては操作方法が異なる場合がありますので、取扱説明書をご確認ください。

施設課給水装置チーム ☎ (017) 774-1234

◆ 貯水槽水道の管理について ◆

貯水槽水道は、設置者が適正に管理することとなっています。ポイントは以下のとおりです。

① 貯水槽の清掃

1年に1回以上、専門の清掃登録業者による清掃を行ってください。

② 水質管理

毎日、水の色・味・臭いに注意し、年に1回は水質検査（臭気・味・色・色度・濁度・残留塩素）を受けてください。

③ 貯水槽の点検と改善

月1回程度、水の汚染がないか水槽の点検を行い、不備があれば改善してください。

④ 給水の停止

水が人の健康を害するおそれがあると判明したときは、直ちに給水を停止し、利用者へ周知するとともに、施設課または青森市保健所に連絡してください。

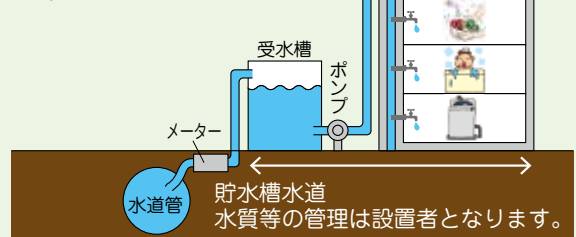
⑤ 施錠など

関係者以外立ち入りできないよう、マンホールや水槽室・ポンプ室に施錠し、週1回程度見回りをし、安全性を確保してください。

※水道部では、貯水槽水道の管理状況を把握するため、毎年12月から2月にかけて、設置者の皆さまへの調査を実施していますので、ご協力をお願いします。

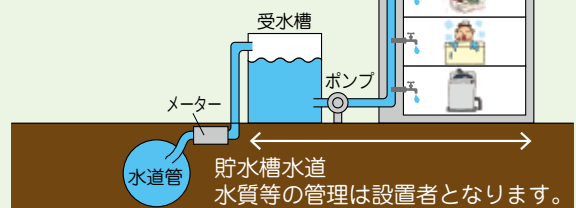
受水槽+高置水槽

高置水槽からの自然の圧力で水道が出ます。



受水槽のみ

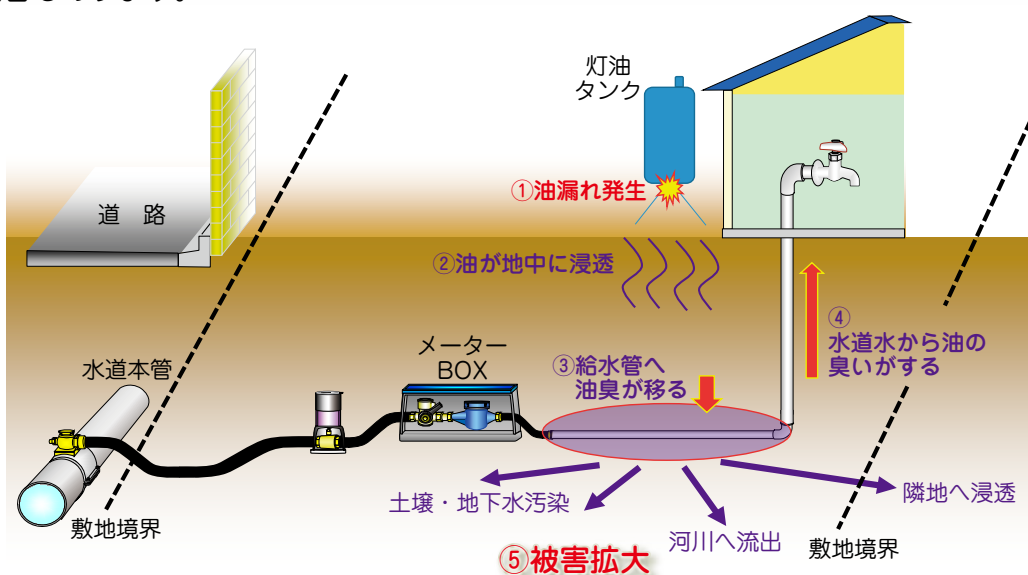
ポンプを使って蛇口まで圧力をかけて水を送ります。



施設課給水装置チーム ☎ (017) 774-1234 ・ 青森市保健所生活衛生課 ☎ (017) 765-5288

◆ 灯油漏えい事故にご注意を ◆

灯油などの油漏れが発生すると、地中の水道管に油が浸透し水道水に油の臭いが移ることがあります。油漏れは、土壌汚染や地下水汚染、近隣の住民に被害を及ぼす可能性があるうえ、河川などに流れ込み、環境を汚染する原因ともなります。油漏れの影響はすぐに出ないこともあり、数か月あるいは数年後に症状が出る場合もあります。



◆ 措置費用は原因者負担となります ◆

このような被害が出てしまうと、水道管の交換や土の入れ替えなどの措置をしなければなりません。油漏れが影響している範囲にもよりますが、措置に要する費用は莫大な金額となることがあり、その費用はすべて原因者の負担となります。

被害防止のため、以下の点にご注意ください。

ホームタンクについて

- 給油の際は、地面にこぼさないようにしてください。
- 老朽化している場合は、損傷がないか確認してください。
- 新設・移設の場合、水道管の近くに設置しないでください。
- 積雪・落雪による破損にご注意ください。

その他

- 塗料・シンナーなども地中に捨てず、廃棄業者に依頼するなど適切に処理してください。

定期的にホームタンクや周囲の点検をして被害を未然に防ぎましょう。

油漏れのチェック項目

- ☑ 灯油タンクなどに小さな亀裂、にじみや漏れはないか？
- ☑ 配管の埋設箇所・家屋内・床下・排水設備で油臭がしないか？
- ☑ 灯油の使用量以上に燃料ゲージが減っていないか？
- ☑ 落雪・積雪・除雪によりタンクの配管などが損傷していないか？
- ☑ 融雪槽を設置している場合、槽内に灯油が漏れていないか？

施設課給水装置チーム ☎ (017) 774-1234

◆ 堤川浄水場見学のご案内 ◆

【堤川浄水場見学中止のお知らせ】

堤川浄水場では、新型コロナウイルス感染拡大防止と、場内の大規模工事実施に伴う安全性の確保のため、今年度の施設見学を中止しています。

なお、水道部製作の「青森市水道事業紹介DVD」を希望する小学校に貸し出していますので、総務課総務管理チーム（☎017-734-4201）までご連絡ください。

施設見学の再開につきましては、青森市水道事業ホームページなどでお知らせします。



青森市水道事業紹介DVD

堤川浄水課浄水チーム ☎ (017) 739-5242

◆ 見積り水量での水道料金の徴収について ◆

冬期間、積雪のため水道メーターのボックスがふさがりなどして検針ができない場合は、前月までの平均的な使用水量などを基にした見積り水量での水道料金を徴収します。

この場合、雪解け後など、検針ができた際に、見積り水量と実際の使用水量との間に生じた過不足分の水道料金を精算します。

【水道料金の精算方法（算定の例）】

積雪のため1月分と2月分の検針ができなかった場合、直近3か月分（10月分～12月分）の平均使用水量をもとに算定した水道料金を徴収します。3月分の検針ができた場合、その検針までの使用水量を、各月とも均等に使用したものとみなして再計算し、過不足分の水道料金を3月分の水道料金で調整します。具体的な計算内容などは、以下の表と算定式を参照してください。

月	水道メーターの指針	使用水量実績	見積り水量での算定		実際の使用水量での算定 (1月分から3月分は再算定)	
			水量	水道料金	水量	水道料金
10月分	1,235 ^m	15 ^m	直近3か月分の 平均使用水量は 「15 ^m 」		15 ^m	2,527円
11月分	1,249 ^m	14 ^m			14 ^m	2,431円
12月分	1,265 ^m	16 ^m			16 ^m	2,717円
1月分	検針できず	-	見積り水量 15 ^m	2,574円	② { (17 ^m) (2,860円) (16 ^m) (2,717円) (16 ^m) (2,717円)	
2月分	検針できず	-	見積り水量 15 ^m	2,574円		
3月分	1,314 ^m	-				
合計			見積り水量 30 ^m	5,148円	① (49 ^m) ③ (8,294円)	
					3月分の水道料金の徴収額	④ 3,146円

算定式は、
こちら。



①	1,314 ^m (3月分メーター指針)	-	1,265 ^m (12月分メーター指針)	=	49 ^m (1月分～3月分の使用水量)
②	49 ^m (1月分～3月分の使用水量)	÷	3か月 (1月～3月分)	=	16 ^m あまり1 (1月分～3月分の平均) ※あまり分は、古い月から1 ^m ずつ加えます。
③	49 ^m (1月分～3月分の使用水量)	⇒	8,294円 (3か月分の合計金額)		
④	8,294円 (3か月分の合計金額)	-	5,148円 (1月～2月分徴収済額)	=	3,146円 (3月分水道料金徴収額)

※「メーター口径：20mm、用途：一般用」で算定しています。
※下水道使用料・農業集落排水施設使用料についても、同様の方法で精算・徴収します。

営業課 ☎ (017)734-4281 ・ 浪岡事務所上下水道課 ☎ (0172)62-1143

◆ 水道部では感染症対策に取り組んでいます ◆

水道部では、窓口カウンターに飛沫感染防止のためのアクリル板の設置、執務室内への入室制限、アルコール消毒液による手指消毒の徹底など、感染症対策に取り組んでいます。

市民の皆さまにおかれましても、来庁の際はマスク着用等の咳エチケットの徹底、アルコール消毒液による手指消毒など、感染症対策へのご協力をお願いします。



料金収納窓口の様子



1フロビーの来庁者案内

◆ 引越し(転入・転出)の 手続きを忘れずに!! ◆

例年3月から4月は、転勤・進学などで引越し(転入・転出)が多くなります。

引越しに伴い「水道を新たに使用する」「水道の使用を中止する」際は、水道使用の手続きを忘れないようにお願いします。

基本料金は使用開始日・使用中止日によって日割り計算しますが、手続きをされないと日割り計算ができませんのでご注意ください。

● 転入時(使用開始)の手続き ●

入居先にある「水道使用開始申込書」に水道使用者氏名・フリガナ・電話番号・使用開始日などをご記入のうえ、投函してください。なお、申込書が見当たらない場合は営業課又は浪岡事務所上下水道課へご連絡ください。

また、転入の手続き後「水道使用開始のお知らせ」をお送りしますので、記載内容をご確認ください。

● 転出時(使用中止)の手続き ●

引越しの3～4日前までに営業課又は浪岡事務所上下水道課へご連絡ください。

《ご連絡いただく事項》

水道使用者氏名・お客さま番号・住所・引越日・引越先住所・電話番号・料金精算方法など

営業課 ☎(017)734-4281
浪岡事務所上下水道課 ☎(0172)62-1143

◆ 青森市水道事業ホーム ページをご活用ください ◆

青森市水道事業ホームページでは、水道料金や水道トラブルの際の案内のほか、皆さまに安全でおいしい水を継続的にお届けするための仕組みや事業の紹介など、さまざまな情報を掲載しています。

必要な情報を随時掲載・更新していますので、水道で不明な点があった際はぜひご確認ください。



(右記QRコードよりアクセス又は「青森市水道事業」で検索)



HPアドレス：
<https://www.city.aomori.aomori.jp/suido/top.html>

お問い合わせ先一覧

項目	お問い合わせの内容	担当課チーム名	電話番号
料金関係	水道の使用開始・中止など(転入・転出)	営業課各チーム (検針・収納・業務管理)	(017)734-4281
	料金の確認、支払い(口座振替・納付書払)		(017)734-4202
	★浪岡地区については	浪岡事務所上下水道課 水道チーム	(0172)62-1143
給水装置関係	給水装置の新設・改造、水道加入金など	施設課給水装置チーム	(017)774-1234
漏水関係	公道で水が漏れている場合など	施設課管路維持チーム	(017)777-4255
	宅地内で水が漏れている場合など	施設課給水装置チーム	(017)774-1234
水源保全関係	横内川水道水源保護条例・水道水源保護指導要綱に関する事前協議など	総務課財産チーム	(017)734-4201
水質関係	水の味、においが気になる場合など	横内浄水課水質管理チーム	(017)738-6507
	水のごり、色が気になる場合など	施設課給水装置チーム	(017)774-1234
下水道関係	下水道使用料、農業集落排水施設使用料に関すること	環境部下水道総務課 水洗化普及チーム	(017)752-0029
	★浪岡地区については	浪岡事務所上下水道課 下水道チーム	(0172)62-1159

「水道だより」についてのご意見や感想などは、青森市企業局水道部総務課までお寄せください。

〒030-0841 青森市奥野1丁目2番1号 電話 (017) 734-4201 FAX (017) 774-4913
E-Mail : josui-somu11@city.aomori.aomori.jp